

平成27年（行コ）第7号（原審平成23年（行ウ）17号／18号）

控訴人（原審原告） 前川盛治ほか

被控訴人（原審被告） 沖縄県知事／沖縄市市長

準備書面（9）

（海草に関する主張の補充等）

2015年9月2日

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士 白川 秀之



1 専門家等の委員会に対する評価について

ア 原判決が「専門家等を構成員とする環境監視委員会においても海草藻類の分布域の変動等について、本件埋め立て工事の影響と特定できるような極端な環境の変化は認められなかったと評価されている」（原判決77頁）と判示したことについて、控訴人らは、「本件のような事業者の設置する専門家委員会は、その実態に於いて、環境保全を目的とするものではなく、事業遂行にお墨付きを与えるものである。本件においても、所属委員が提起した問題点が適切に議事に反映されていない」と主張した。

これに対して、被控訴人沖縄県は答弁書で、「環境監視委員会は、中立の第三者機関である。控訴人らは、自らの意見と異なる者は中立でない旨断じているに過ぎない。」（26頁）、「控訴人らは、自らの見解と異なることから、環境監視委員会等を否定しているに過ぎない。」（30頁）と主張する。

被控訴人の主張は、控訴人らが控訴理由書で主張をする環境監視委員会での委員が呈した疑問点が適切に反映されていないという指摘に正面から答えるものではない。

そして、以下に述べるように、環境監視委員会は決して中立の第三者機関ではない。

イ 環境監視委員会が構成の面から見ても、中立の第三者機関ではないこと

環境監視委員会設置要綱（甲C134）を見ても、「環境監視委員会は、中立の第三者機関である」ではないことが明らかになっている。

すなわち、同要綱第5条によれば、「委員会の事務局は、「内閣府沖縄総合事務局開発建設部」「沖縄県土木建築部」並びに「一般財団法人みなと総合研究財団」とする。」とある。

また、環境監視委員会の委員は、設置要綱第3条で「委員会の委員は、一般財団法人港総合研究財団理事長が委嘱する。」とあるが、内実は、「内閣府沖縄総合事務局開発建設部」や「沖縄県土木建築部」が人選し、内諾をえて、一般財団法人港総合研究財団理事長が委嘱するのである。

委員の構成人数、人選等は、この埋め立て事業の事業者である「内閣府沖縄総合事務局開発建設部」や「沖縄県土木建築部」の意図で行われる。

そのような、環境監視委員会の構成から、その事務局を本件埋立事業の事業者（「内閣府沖縄総合事務局開発建設部」「沖縄県土木建築部」）が務めていること事態が、環境監視委員会が、「中立の第三者機関」ではない。

ウ 監視委員会に提出されるさまざまな資料、例えば、環境監視に関わる調査資料なども、事業者が委託した調査会社（コンサル）が提出したものを、事務局が取捨選択し、報告書・討議資料を作成し、委員会に提出される。事業者に不利な調査結果が出されても、それが監視委員会に報告されないこともある。

過去に、平成14年2月22日の環境監視・検討委員会に於いては、「③これらの海草移植実験は概ね順調であり、総合的に検討した結果、バックホウによる機械移植工法により海草の移植が可能であることがWGで確認された。」と報告されている（甲C135）。

甲C51号証は、その後の同年9月30日の環境監視検討委員会の委員会資料であるが、ここには「広域移植は、平成13年11月から開始したが、11月、12月の移植ブロック群の生育状況が芳しくなく、水深が浅く干出する事が原因と考えられたため、平成14年1月から深い場所に移植するようになった」とあり、少なくとも平成14年2月22日の環境監視・検討委員会に於いて、「バックホウによる機械移植工法により海草の移植が可能であることがWGで確認された。」と報告されたことは、実態を隠した報告であることがわかる。平成14年9月の委員会報告は、引き続き「水深の浅いところのブロック群は・台風通過後の7月はほとんどDランクとなり、6月までAないしBであった12のブロック群はすべてCとなった」とし、結果を表1. 3-1で示している。80あるブロック群は、上記の移植海草群落の評価基準でA(良), B(やや良)は全くなく、C(やや不良)が15%、D(不良)が85%であり、バックホウによる機械移植工法は失敗であったことがわかる。

以上より、平成14年2月22日の環境監視検討委員会に於いて、「機械移植工法により海草の移植が可能であること」が確認等されていないにも関わらず、「海草の移植が可能であることがWGで確認された」と報告されている。

このような点から見ても、環境監視検討委員会において、事務局を務める事業者が専門会員に対して事業者にとって有利な結果も不利な結果も包み隠さずに報告しているものではない。

エ 環境監視委員会の目的は、設置要綱第2条に「委員会は、中城湾港泡瀬地区の公有水面埋立事業の工事実施に伴う埋立地周辺の環境影響(大気質、騒音、振動、水質、陸生生物(鳥類)、海生生物(海藻草類、クビレミドロ、サンゴ、トカゲハゼ)、比屋根湿地の汽水生物等)について評価を行うとともに、異常な事態が予想される場合もしくは発生した際には、原因を究明し、所要の措置・対策について検討を行い、事業実施者に対する指導・助言を行うことを目的とする。」と規定されている。

しかし、仮に本件埋立事業に「異常な事態」が発生したとしても、委員会に報告をするのかどうかは事務局が判断する。

「異常な事態」を委員が指摘しても、委員会で多数決で決めるわけではなく、単なる意見として扱われ、事業実施者に対する「指導・助言」にはならない。

そのことは、控訴理由書45頁以下でも指摘した委員による問題点の指摘が事業に反映されていないことからも明らかである。

オ 海草移植に関する議論からみても、環境監視委員会が機能しているとは言えない。

アセス書（甲C11、6-5）には、「泡瀬地区における生育被度50%を超える藻場（密生・濃生域）がやむを得ず約25ha消失することになる。そこで、埋立により消失する藻場（密生・濃生域）のうち主要な構成要素で埋立計画地周辺に多く生息している大型海草種であるリュウキュウアマモ及びボウバアマモを用いて、埋立計画地の東側において現況において砂質底で海藻草類の生育被度が50%未満の疎生域（図-6.1.2参照）にできるだけ移植し、藻場生態系の保全に努めることとする。」と記載されている。

海草移植実験前の平成14年11月の調査では、被度50%を超える区域が少なくなった原因是、機械移植実験（平成13年10月～翌2月）で、密生・濃生域の25haの所々をバックホウで剥ぎ取り、移植地に持っていたこと、海上工事が開始されたことが原因である。密生・濃生域の一部を剥ぎ取れば、残りが10m²枠の調査で被度50%以下になるのは当然である。事業者は、意図的に被度50%以上の海草藻場を減少させ、それを理由に「被度50%以上の海草藻場はないので、移植無しで埋立工事を行う」としたのである。

そもそも、「できるだけ移植し、藻場生態系の保全に努めることとする。」とアセス書に書かれているにも関わらず、被度50%以下の海草藻場が減少した原因を十分に調査もせず、被度50%以下でも重要な生態系である事に変わりのない海草藻場をどの程度保全をするのかを具体的に検討を行ってすらおらず、ほぼ事業者の言うがままで進めている。

なお、平成12年の環境影響評価書で、代償措置として「海草移植」を記載

し、同海域で「移植実験」「移植」を実施してきた。しかし、「海草移植」が技術的に確立されておらず、海草専門家も「移植で海草藻場が保全できるとは思っていない」（控訴理由書、野呂委員の発言）、とされているところ、事業者はそのような意見を無視して「移植」を強行してきた。その間違いは、原告準備書面（3）、控訴理由書で主張してある。

カ 以上より、環境監視委員会は、その実態に於いて、環境保全を目的とするものではなく、事業遂行にお墨付きを与えるものである。控訴理由書でも指摘したように、所属委員が提起した問題点が適切に議事に反映され、対策が取られてきたのでもない。

被控訴人沖縄県は、環境監視委員会等が中立な第三者的な機関である事を前提に、その結論に依拠をした主張をしているが、上述した環境監視委員会等の実態からすれば、それが誤りであることは明らかである。

2 海草藻場に対する再反論

ア 被控訴人沖縄県は、海草藻場の被度の減少について、環境監視委員会の「工事の影響と特定できるような急速かつ広域的な環境の変化は認められなかった」という判断に依拠をし、原審の判断は正当であると主張している。

イ 環境監視委員会等の見解に依拠した主張は誤りである点

環境監視委員会等が中立な第三者的な機関ではないという点については上述した通りであり、その判断に依拠した主張は誤っている。

ウ 被度減少の原因が台風ではない点

(ア) 被控訴人沖縄県は、答弁書（28頁～30頁）において、「S t. 1は平成14年夏に「+」（5%未満）になっている。しかしながら、工事着工は平成14年10月である（甲C56[2-28]注4）。つまり、S t. 1において平成14年度夏に被度は「+」になっていることは、工事着工前の現象であり、海上工事の影響とは認められない。」「平成12年夏から平成14年末までの間、S t. 5の被度は60%～75%の間で変動している。「海上工事がなければ、台風が来襲しても藻場の被度はあまり変化しない」とは言えない。」「平成12年夏から平成14年夏の間、各地点（S t. 1～S t. 5）の被度を見ると、増加したのはS t. 5のみであり、他の地点は低下傾向にある。この間、海上工事はなかった。」とし、被度50%藻場の減少については、過去に来襲した台風等による外力による物理的な攪乱が大きな環境要因であるとの事業者の見解を援用する。

(イ) 控訴人らは、控訴理由書では、被度50%以上の海草藻場の減少について、概要、以下の主張をし、被度減少の原因是台風ではなく、海上工事の着工

が原因であると主張をした。

- 工事着工（2001年10月機械移植実験、2002年10月石材投入）前にも有義波高や風速の強い台風が襲来したが、被度50%以上の海草藻場は、56.8haを維持していた。工事着工後、海草藻場は大幅に減少し、2006年にはゼロになった。海草藻場の被度減少の原因を2002年夏の台風に影響とするのは間違いであり、工事の影響である。
- 2002年夏の台風の有義波高は歴代6位である。1997年には歴代4位の台風も襲来しているが、2001年11月調査では、50%以上の海草藻場面積は56.8haもあった。すなわち、歴代4位の台風が襲来しても、藻場は影響を受けない。工事着工以降の被度50%以上の海草藻場の大幅減少を2002年夏の台風の影響とすることは間違いである。
- 2003年6月の被度50%以上の海草藻場は10.3ha、2003年10月の被度50%以上の海草藻場は9.8haである。この間有義波高歴代5位の台風が襲来しているが、面積に大きな変化はない。この間は海上工事も行われていない。要するに、海上工事がなければ台風が襲来しても海草藻場に大きな影響はないことを示している。

(ウ) 被控訴人沖縄県の主張は、上記の控訴人らの主張に対して正面から反論をしておらず、一審における主張を繰り返すのみである。

被控訴人沖縄県の主張に対する反論は原告第18準備書面で主張したとおりである。

(エ) 被控訴人沖縄県は、工事着工が「平成14年10月」としているが、これは埋立地に岩石を投入する等の工事開始であり、泡瀬海域の大攪乱工事になった機械移植実験は、平成13年10月から始まっている。

S t. 1が平成14年夏に「+」(5%未満)になっているのは、この機械移植の後である。「工事着工前の現象、工事の影響ではない。」という見解は、機械移植の影響について全く調査・考察しないものである。

そもそも、台風の影響があるのであれば、S t. 3、S t. 5といった地点にも影響が生じてなければならないが、台風襲来後も同地点は被度65%～70%を維持している。

従って、S t. 1だけが台風の影響を受けたというのは不自然な主張である。事業者は、そのような不自然さに目をつむり、被度減少の原因を調査をせず、一方的に「台風の影響」が原因であったと言うものであり、全く信用できるものではない。

(オ) 被控訴人は、「平成12年夏から平成14年末までの間、S t. 5の被度は60%～75%の間で変動している。「海上工事がなければ、台風が来襲

しても藻場の被度はあまり変化しない」とは言えない。」とすると、「15%増加」は、自然界における許容の「変動幅の範囲」である。控訴人らが問題視しているのは、15%程度の変動を問題にしているわけではなく、事業者（被控訴人）が設定している「+～70」「+～80%」の変動幅である。

事業者は、各S_tの被度の変化の「変動範囲」を設定し、その間の変動は、問題がないとして対応してきた。

この「変動幅」は、「甲C57、表1.3.1」に示すように、「工事の実施に係る監視項目別の評価の考え方」をもとに設定している。当初設定された監視基準（甲C55、8頁、表1.2.1）「工事前の生育状況と比較して、生育被度が大きく低下せず、健全であること」は反古にされたという問題点については、原告準備書面18において、明らかにしている。

改悪された「監視結果の評価」によれば「地点ごとの事前調査と比較、対照区との比較」をするものとされ、その結果S_t.1の変化は「+」から「70%」の範囲であるから、極端な減少にはならないことになり、以後S_t.1の被度現象の解明はなされなかった。

S_t.2～S_t.5では、例えば平成23年度冬の調査では、各S_tとも変動幅を超えた被度の減少（変動範囲を下回る）を報告しながら、事業者は何らの対応してこなかった（甲C82号証）。

このように事業者は、海草被度の調査をするに当たって、極めて恣意的な変動幅を設定しており、被控訴人沖縄県はそのような変動幅の設定の問題点を無視している。そもそも、重要なのは、15%の被度の変化ではなく、S_t.1のように「70%」から「+」へ、S_t.3のような「85%」から「+」へ、という極めて大きな減少の原因を十分に解明しなかったと言うことである。

2012年7月30日の平成24年度第1回環境監視委員会において、海草藻類の生育被度の低下に対する事業者の評価に対して、委員の一人である立原一憲委員は「被度は工事前の基準から見ると大幅に減少している」と指摘し、平成14年度と平成16年度の大型台風の襲来が被度低下の原因だとする事務局の説明に「7年たっても回復しないのはあまりにも遅い。何かおかしなことが起きていると考えるのが普通ではないか」と疑問を投げかけている（甲C81）が、事業者は再度の調査を行っていない。

被控訴人沖縄県は、S_t.5が工事前よりも「15%増加」していることをもって、「海上工事がなければ、台風が来襲しても藻場の被度はあまり変化しない」という控訴人らの主張を否定しているが、問題を矮小化しており、論点隠しをするものである。

(カ) 被控訴人沖縄県は、被度低下は、泡瀬干潟との「対照区である熱田地区や津堅島においても長期的傾向として認められている。」と主張する。

しかしながら、対照区に「津堅島」や「熱田地区」を設定したことが問題である。「津堅島」や「熱田地区」は、中城湾の中にあり、この埋立工事の影響を受ける場所であり、対照区にはなり得ない。対照区は、この工事現場からかなり離れた場所に設定しなければならない。これは、平成25年度第1回環境監視委員会で立原一憲委員も指摘していることである（甲136、議事録28頁）。

エ 以上より、海草藻場の減少について、工事の影響ではないとする被控訴人沖縄県の主張は誤っている。

以上